

第7回広島市有償運送運営協議会会議録（要旨）

1 議題1：会長の選出について

委員の互選により、堀田会長の再任が決まった。

2 議題2：福祉有償運送の登録（有効期間の更新）の申請内容に係る協議について

(1) 事務局（塩満健康福祉企画課長）による説明

- ① 資料2により、自家用有償旅客運送の現況等を説明
- ② 資料3により、NPO法人さわやかあ広島の自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録申請概要を説明
- ③ 資料4により、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録申請に係る広島市の意見を説明

(2) 協議・質疑応答

- （橋本委員） 旅客から収受する対価について、介助料はいくらぐらいになるのか。いままでの実績はあるか。
 - （協議依頼団体） 実際は、乗降介助として、料金をいただいている。
 - （堀田会長） 距離制の料金に全部含めているということか。
 - （協議依頼団体） はい。そうである。
 - （堀田会長） 運営指針の8旅客から収受する対価の（3）に対価の設定基準があるが、基本的には、広島市におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲という基準の中でやっておられるということか。
 - （協議依頼団体） そうである。
 - （堀田会長） 前回の申請の時と、この部分は変わっていないということですね。
 - （協議依頼団体） はい。変わっていません。
- （張委員） 他人を運送することを考えると、協議会としては安全というところが気になるので、どのような安全計画に取り組んでいるのか、また、差し支えなければ、運転される方の年齢を教えてください。実態がわかると思う。
 - （協議依頼団体） 運転手の年齢は、50代から60代である。安全面については、年1回の安全運転講習に参加している。
 - （堀田会長） 運転者については、運営指針に運転者の要件等が整理されており、この要件に合致するということである。

(3) 協議結果

○堀田会長が、以下のとおり提案し、出席委員全員が合意した。

「特定非営利活動法人さわやかあ広島」による福祉有償運送については、

① 運送の区域を、原則、安佐南区とすること。

② 運送の対象者が、安佐南区に在住する者を中心とした構成となっていること。

の2点について、これまでの条件を継続することとし、有効期間の更新登録に係る協議が調ったということとしたいと思うが、いかがか。異議なければ、拍手を御願いたい。

（一同拍手）

3 議題3 : その他

- （堀田会長） 有償運送の動向、福祉に関連すること、あるいは、この運営協議会の運営等について、意見等がありましたらお伺いしたい。
- （栗栖委員） 自動車の保険について、基準数値があれば示してもらいたい。
→（事務局） 運営指針の7に損害賠償措置ということで規定している。損害賠償限度額が、対人無制限、対物1000万円以上でること等となっている。
- （堀田会長） 介護タクシーの動向はいかがか。
→（滝尾委員） 協会のネットワークでは、50台程度の台数であるが、朝からほぼ夕方まで、かなりの件数をこなしている。介護タクシーの台数は増えているが、お客様の数も増えているので、相変わらずの状況である。固定客が増えたと、朝の通院、帰宅時間が大体決まってくるが、ネットワークを活用し、助け合ってお客様に迷惑をかけないようにしている。
→（堀田会長） 地域的に、利用に違いはないか。
→（滝尾委員） 地域が主なエリアとなるが、時間があればどこへでも行き、対応することができる。
- （堀田会長） 運輸支局から、制度の変更など新しい情報があればお願いしたい。
→（山中様） 5月1日から、運送事業者等へアルコール検知器の導入が義務付けられた。アルコール検知器を吹いて、数値が出ていないことを確認して業務に出ること、記録を残すことが、法律にも載る形になっている。自家用有償運送をされている皆様にも、義務付けではないが、推奨している。
- （事務局） 本日の議事録は、これまでと同様、作成後、会長の確認の上、公開させていただきます。
- （堀田会長） それぞれの委員から重要な御意見をいただいたので、これを踏まえてこれからも進めたいと思う。

－ 以上 －